

建設キャリアアップシステムニュース 第87号

東京土建一般労働組合 CCUS推進室

10/12現在	数
技能者登録	1924
事業者登録	626
技能者助成給付	1585
認定登録機関設置	26

社会保険加入はCCUSでの確認を原則化

10月1日から「社保加入下請指導ガイドライン」改訂!

加入確認にCCUS活用社保加入下請指導指針

国土交通省は、10月1日からの改正建設業法の施行にともない、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を改訂しました。

◆社会保険確認を厳格化

社保加入(年金事務所が承認した健保適用除外の建設国保を含む)が10月1日から建設業許可の要件となり、作業員の社保加入が厳格になります。CCUS登録情報での確認が原則となり、CCUSを使用しない場合は保険証のコピーなどの提示が必要となりました。

元請等がCCUSの登録情報の閲覧画面の「作業員名簿」で確認し、ない場合は保険証のコピーを提示することとなりました。

未加入者が現場で許容される「特段の理由」としては、伝統建築で特殊な技能者がいないと工事ができない、災害時対応で施工に支障が出る、社保手続中などの場合です。

◆一人親方は再下請通知書を提出

一人親方については、実態が雇用であれば「雇用契約」締結、社保加入を規定しています。一人親方(雇用保険に未加入)であれば、締結した「再下請通知書」と「請負契約書」とを元請に提出することとなりました。

家族従事者などで雇用保険未加入の場合は、雇用保険が適用除外となる裏付け書類が必要となると想定されますが、CCUSに登録していれば一目瞭然であり適用除外が簡単に明らかにできると思われます。

60歳以上の現場入場特例撤廃

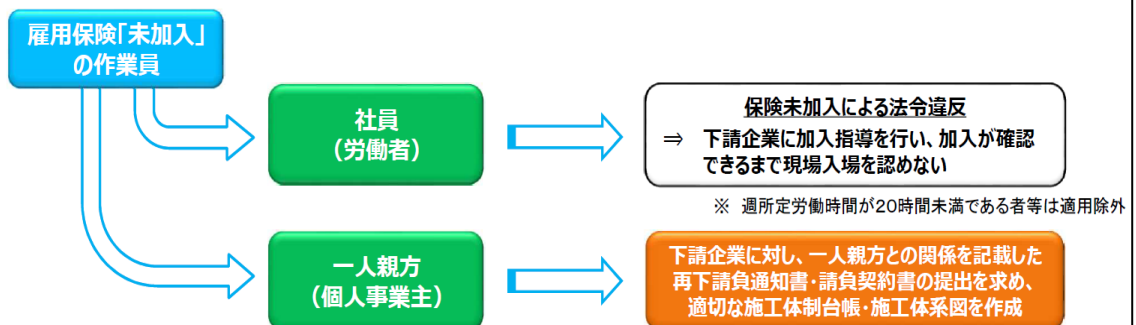
「社会保険加入下請指導ガイドライン」の改訂により、厚生年金に未加入の60歳以上の作業員について現場入場を認める特例が撤廃され、1年半の猶予ののち、022年4月の請負契約から実施されます。

ただし、社保下請指導ガイドラインは、一人親方など厚生年金の適用除外であれば、排除しないことを認めています。

【社会保険等加入義務一覧】 ○：加入義務あり

事業所区分	常用労働者の数	健康保険 年金保険	雇用保険	適用除外となる保険
法人	1人～	○	○	—
	役員のみ等	○	—	雇用
個人事業所	5人～	○	○	—
	1人～4人	—	○	健康、年金
	1人親方等	—	—	雇用、健康、年金

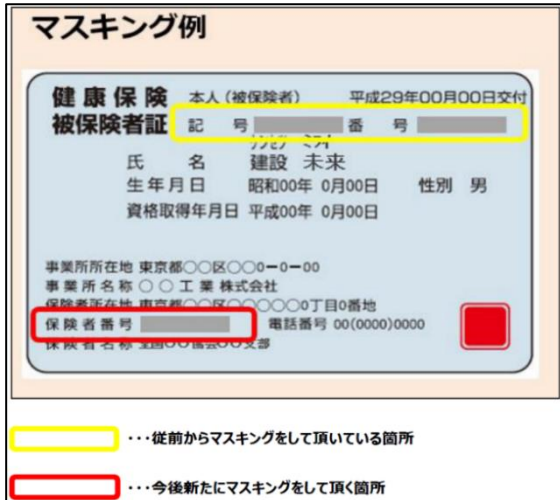
【雇用保険未加入者に対する元請企業の確認フロー】



9月28日に墨田支部、10月9日に荒川支部の認定登録機関の設置を申請しました!

保険証のマスクングを変更

健康保険法改正により、10月1日より本人確認のために保険者の記号番号の告知を求めることが禁止されました。今後、技能者登録での健康保険証をコピーした際に、技能者(被保険者)の記号番号に加え、保険者(東京土建国保組合など)の番号を消(マスクング)し、申請書に添付することになります。



さらに利便性向上 スマホでの入退場登録

国交省はCCUSのサービスを拡張した機能の実証実験を試行するため、7月に事業者を募集選定しており、10月に試験を開始。

◆CCUSで働き方改革に対応する

カードリーダーを設置せず、スマホを使っての入退場登録、勤務時間などの労務管理、建退共掛金の充当等を、モニターによって実証実験し、労務費や法定福利の確保と労務書類作成の効果などを検証します。建設業例外

連続講座

2020年度 第3回事業所セミナー

**グリーンサイトと
建設キャリアアップシステムとの
情報連携 学習会**

11月25日(水) 19:00~

会場: 東京土建本部会館 5階 (裏面参照) 18時30分より受付開始
講師: 株式会社MCデータプラス 様
費用: 無料 どなたでも参加できます

データ連携により現場ごとの事前準備が大相に軽減!!

扱いだった労基法は改正にもとづき、2024年度から罰則付き時間外労働の上限規制が適用されます。CCUS活用で、「働き方改革」対応の実務が可能となるようにするものです。

◆中小現場はスマホ活用の可能性を広げる

中小現場のCCUS導入は、当初からカードリーダー設置負担が障害になると指摘されてきました。今回の試行で、技能者本人が持つ携帯電話やスマホにデバイスとアプリケーションを活用する、または顔認証入退場管理などで簡易に就業履歴が蓄積できる方法が検証されます。2021年春に開く運営協議会総会で、各サービスの状況が報告される予定です。

9月で登録は36万6千人に

ID発行数による全国の登録数は9月末現在、技能者366,653件、事業者68,566件。東京都では技能者38,476件、事業者8,842件でした。東京土建の各認定登録機関からの報告(10/6現在)による9月末登録承認件数は、技能者1,879件、事業者603件でした。

よくある登録実務での相談⑦

「一人親方」だと下請けが増え、入場できない?

9月、本部に2次請けの電気工事の組合内事業所、十数人の登録受付がありました。

下請けの法人には一人親方が従事していて、「登録すると4次請けとなり現場入場できなくなるかも」「だから従業員として技能者登録だけしようとも思うが、いずれ元請から社保加入指導を受ける可能性がある」「下請けの皆さんにどう説明すれば」との相談がありました。

下請けのひとりひとりの就業実態や、本人の希望を聞いて対応する必要があるので、「困った際にはよりよい労使関係づくりに向け、実情を一番理解している支部に相談しよう」と話し、技能者のレベル判定システムも紹介しました。数年後には企業評価制度もはじまり、技能者を正規雇用している事業所ほど評価されるようになります。自営業者なのか(事業者登録もする)、労務提供だけなのか(技能者登録のみでよい)、「一人親方だ」という方には就業実態を確認し、将来の仕事のあり方についてもよく相談したうえで、CCUS登録を奨めましょう

最近あった問合せ

- (1)一人親方で給与の確定申告書、どうすれば? 「開業届」を提出し、控のコピーを添付。
- (2)5人未満個人事業所の社保書類は必要か? 健保も年金も「適用除外」、書類不必要。